

防護管取付後の作業について（注意事項）

建設工事等を行う事業者さまは、労働安全衛生法等において、電線付近で作業を行う際は、作業員の感電防止等の労働災害防止措置を講じることを義務付けられております。

防護管取付後も、**日々の作業前に、必ず防護管等の取付状態を確認し、作業員の安全を確保ください。**

また、以下の状況が発生した場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

- 防護管のズレや外れ、防護シートの剥がれ等を発見した場合
- 事業者さまの工事内容変更等において危険と思われる箇所が生じた場合



防護管のズレ



防護シートの剥がれ

<注意事項>

- 防護管が取付けてあっても、感電や停電のおそれがあるため、**防護管等に触れたり、足場やクレーン等を接触させないでください。**
- **足場が防護管等に接触している場合や、作業員が防護管等に触れるおそれがある場合**（足場内に防護管取付箇所が貫通している場合等）は、**立入禁止措置**または**足場の撤去**等が必要になります。

足場内に防護管が接触している場合



足場の撤去が必要です！

防護管に触れるおそれがある場合



立入禁止措置または**足場の撤去**が必要です！

<立入禁止措置の例>

囲いや立入禁止標識を設置



立入禁止標識

<危険表示例>



[危険表示テープ] [立入禁止標識] [トラロープ]

問合せ先

北電テクノサービス株式会社 防護管サービス事業所（TEL:076-439-8620）
[営業時間] 平日 9:00~12:00, 13:00~17:00
(土曜、日曜、祝祭日、年末年始[12/29~1/3]は除く)